

Title	「秩序自由主義」における対ナチ協力と抵抗（一）
Author(s)	小野, 清美
Citation	阪大法学. 2010, 60(4), p. 1-34
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55239">https://doi.org/10.18910/55239</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 「秩序自由主義」における対ナチ協力と抵抗（一）

小野清美

はじめに

I ドイツ新自由主義の誕生

II ナチ・レジームの中での活動

1 開戦初期まで

(1) ナチ体制への転換とフライブルク・クライス

(2) 四カ年計画とフライブルク・クライス

2 大戦中のフライブルク・クライス（以上本号）

III キリスト教徒としてのナチ・レジームとの対峙（以下次号）

1 フライブルク教会闘争と覚書「教会と世界」

2 フライブルク覚書（一九四二／四三年）

IV 展望

一九七〇年代に世界経済が成長停滞に陥った後、八〇年代以後、新自由主義が世界を席卷し、ドイツをはじめヨーロッパでも社会国家ないし福祉国家の厳しい再編を余儀なくされた（ている）。これに伴い格差・貧困の拡大など様々な副作用が深まり、今や新自由主義といえればある種の蔑称の響きすら感じられる。しかし、社会主義の実験や大きな政府のケインズ型福祉国家が過去のものになった今日、持続可能な経済の維持と（停滞ないし低成長経済にもかかわらず）だれもが人間に相応しい生活を送りうる社会の建設は、ますます緊急な課題である。こうした中、周知のように九〇年代末、ブレア政権のブレイン、A・ギデンスが「社会民主主義の刷新」を提唱した。その要諦は、R・ダーレンドルフも指摘するように、社会民主主義による新自由主義の原則的な受容（および福祉国家の改革<sup>＝</sup>平等の保証ではなく社会的包摂、地方分権・補完性原理による一層の民主化など）である。九〇年代に自由民主主義者や労働党支持者からなる委員会の議長としてこの議論に関与していたダーレンドルフは、一九九九年、フライブルクのヴァルター・オイケン研究所の招きで講演し、このアングロサクソンの特徴の新社民プロジェクトにあらゆる限界や批判があるとしても、グローバル化の今日、大きくみてこれ以外に道はあるのかと述べた<sup>(1)</sup>。

このように左右を問わず新自由主義が改めて注目される中で、ドイツでは、戦間期にヴァルター・オイケンを中心とするフライブルク学派の中で形成され、戦後の「社会的市場経済」へと——重要な変化を伴いつつ——繋がった「秩序自由主義」Ordoberalismus<sup>1</sup> に関係する出版・研究が活況を呈している。フライブルクのオイケン文書館は今世紀への転換期以来、資料文献や研究書の新版・新シリーズを刊行している。わが国でも最近、雨宮昭彦や藤本建夫の労作が刊行された。今、ここで本格的な研究史整理を行う準備はないが、内外の研究を通じて一つ特徴的

なことは、「秩序自由主義」をその誕生から第二次大戦後に至るまでおなじ「秩序自由主義」として扱っていることである。これに対して、筆者はこう考えている。「新自由主義」として誕生したものが、コレクティヴィズム（ナチズムおよびマルクス主義的社会主義）との対峙をへて「秩序自由主義」に展開し、そして、ここにこそ、秩序自由主義が八〇年代以後のアングロサクソンの市場原理主義の新自由主義に対するオールタナティブをなすことの意味を読み取れる、と。

ところで、この展開過程は対ナチ協力と抵抗という深いアンビバレンスを伴う過程である。フライブルク学派とナチスの関係については、かつての抵抗神話は解体され、最近ではむしろ対ナチ協力と一体化を強調する傾向がある。この動向に大きな影響を与えたのは——比較的最近では——D・ハーゼルバッハの研究であり、それはフライブルク学派やこれと協働する人々をC・シュミット思想に引きつけて、かれらの自由観念は独裁的権力を伴う「強力な国家」の保護下でのみ実現されるものと主張した。<sup>(2)</sup> すぐ後に述べるように筆者は、これはきわめて表面的な見方だと考えている。本稿は、フライブルク中核グループ（W・オイケン、フランツ・ベーム、コンスタンティン・フォン・デーツェ、アドルフ・ランベ、ゲルハルト・リッター）に即して、ナチスとの関係とその中の思想的展開を、経済政策領域においてだけでなく、十分考慮されているとは言い難い彼らの敬虔なプロテスタントとしての活動や発言と併せて、全体的なコンテクストにおいて捉えようと試み、筆者なりの大まかな見通しを描こうとするものである。

## I ドイツ新自由主義の誕生

新自由主義の潮流は国際的にみて、世界恐慌の影響が経済危機・政治的危機となって深刻化するなかで三〇年代

初めに現れた。その創立宣言と目されるのは、一九三二年九月のアレクサンダー・リュストウの社会政策学会ドレステン大会での報告「経済的自由主義の国家的前提」、およびその直後にでたオイケンの「国家の構造変化と資本主義の危機」論文である。

ドイツでは、世界恐慌の中でワイマル社会国家の矛盾が先鋭化して最後の議会制政府ヘルマン・ミュラー（SPD）大連合政権が崩壊したあと、良くも悪くも、大統領制内閣は残る唯一の選択肢となった。三〇年三月からのブリュニングについて、三二年六月からパーペン、三二年二月初めからのシュライヒャーと続き、パーペン、シュライヒャー期に三度浮上した「国家非常事態」によるナチ権力掌握阻止の企てが挫折したあと、ナチ党は権力の座につく。ドイツ新自由主義の「創立宣言」は、一九三一年九月総選挙で、ナチ党が突如大躍進し第二党に、三二年七月改選では第一党となり、八月から九月にかけてシュミットを法律顧問として企てられた第一回非常事態計画がパーペンの失態で不発に終わる、そのような国家危機の頂点にあたる。

リュストウやオイケンは眼前のドイツ資本主義の危機を、シュミット概念を借用しつつ、第二帝政末期以来の国家干渉主義と独占資本・労組など経済的社会的権力とが密接に絡まり合った、「経済国家」「多元主義」という現象と不可分のものとした。国家が経済との絡み合いの中で意志形成の自立性を失って経済的利害関係者たちに翻弄され、その食い物となっている「全体的経済国家」「最悪の種類多元主義」である。

その結果、市場メカニズムの価格システムの効果的調整作用が本質的に弱体化し、労使を問わず、国家依存のメタリテティが強まり、発展の意志と能力をもった企業家の健全な発展が阻まれて資本主義のダイナミズムが失われ、失われている。このように現状を診断した新自由主義たちは、活路として、①社会的権力体の形成と社会問題の激化や「資本主義の変質」をもたらした一九世紀的レッセフェールとも、（ソ連で目覚ましい成果を上げている）計画経

済とも異なる「第三の態度」、すなわち現状維持の介入ではなく市場法則にそった適応促進のための「リベラルな介入主義」（リュストウ）と、②これを可能にするための諸利害の上にたつ「強力な国家」を要求したのである。この時リュストウが打ち出した市場適合的なリベラルな介入主義<sup>②</sup>「新自由主義」という概念が、やがて一九三八年のリップマン・シンポジウム——リュストウ、レプケも参加——を機に国際的に広がっていく。<sup>③</sup>

彼らがシュミットの現状批判の鍵概念を借用したことや共に大統領内閣の背後に立ったことにより、研究史上、新自由主義者たちの議論をシュミットに引き寄せ、それとともにナチ全体国家に連ねる解釈が根強い。しかし、それは外面的な相似に過ぎない。自立性を喪失した「弱い、量的な意味の全体国家」、多数の社会的権力集団が国家の意志形成を左右する「多元主義」というシュミットの現状批判は、事柄に即してみれば、現実の一断面を鋭角的に描き出したものであり、新自由主義者がその概念を借用したことはなんら不思議でない。恐慌勃発後その矛盾が先鋭化して以来、ワイマル社会国家に対して、リュストウやオイケンらは、独占や高度保護関税への批判とセットであるが、とくにワイマル労使関係の根幹をなす強制仲裁制度に対して、資本の収益を無視した国民経済的にみて高すぎる賃金、賃金の政治的決定とそれによる市場法則の阻害を経済硬直化の元凶だと批判していた。これを単純に企業家側の社会国家解体路線への肩入れと見なすことはできない。同時代の新自由主義者によるワイマル社会国家の実情把握は、後の経済史家の有力な見解と広範囲に一致している。一九七〇年代末にボルヒャルトの問題提起とこれをめぐり長く続いた「ボルヒャルト論争」のなかで確認された、生産性を上回る賃金上昇である。また、決定的に重要なのは、労使双方共に公然と「政治的賃金」と捉えていたことが、労使双方の諸団体による議会内外での激烈な政治的影響行使につながり、共和国を「真に運命的な絡み合い」において分配闘争に巻き込まれた国家にした（ボルヒャルト）ことである。ボルヒャルトは、ワイマル末期に緊急に必要なものは、分配闘争の放棄と経済の

業績能力を基準とする経済政策・社会政策の軌道修正だという点で、歴史家の間に一致があると指摘し、だが、このような次元の問題の解決は遙かに小さな問題ですらコンセンサスを見いだせなかった「非常に弱い国家」には無理だったと示唆した。

以上の状況が、ドイツ新自由主義者たちがシュミットの現状分析概念を借用しつつワイマル社会国家を批判し、「強力な国家」を要求した歴史的文脈である。ただし、この「強い国家」は、シュミットが要求した、例外状態で友と敵を区別する決断主義的主権国家ではない。新自由主義者たちが要求したそれは、経済的利益関係者の上にたち、価格メカニズムを回復させ、このメカニズムの機能を保証する国家であり、その限り国家は自立的で強力でなければならぬのであって、この課題は——彼らがワイマル議会制への深い不信をもっていたとしても——原理的に議会制デモクラシーと矛盾しない。諸個人の自発性、自由を決定的に重視する自由主義者である彼らは原理的に政治的多元主義に開かれている。<sup>(4)</sup>

ともあれ、ワイマル末期から第二次大戦中の彼らの政治論をみると、ワイマル民主主義の現実とワイマル末期の行動能力なき議会を考慮の外におくことはできない。ナチ権力掌握のち、亡命したリュストウとレプケは別として、フライブルク学派はナチ体制のもとで活動する。それはどのようなスタンスからであろうか。

## II ナチ・レジームの中での活動

### 1 開戦初期まで

#### (1) ナチ体制への転換とフライブルク・クライス

ナチスはそのまでの私的所有と私的インシヤティブに基づく経済体制を前提としつつ、「私益に対する公益の優

先」のもとに、それを大失業の克服や再軍備経済の構築という全体的国家的課題と結合した。権力掌握後真つ先に労働組合が解体され、一九三四年一月「国民労働秩序法」により、企業は指導者・従者からなる「経営共同体」とされ、同年「ドイツ経済有機的編成準備法」によって、経済団体・企業家団体の部門別統合が行われ、指導者原理と民間経済のイニシヤティブとを結合する体制がつけられた。失業がほぼ克服された三六年からは戦争準備経済の構築のための第二次四カ年計画が施行され、中央からの誘導・指導は一段と強化される。しかし、強調しておかねばならないのは、ヒトラーはじめナチ指導部がポリシェヴィズム型の強制経済を原理的に拒否し、統制経済措置を具体的状況のなかでのやむを得ざる一時的な措置と考えていたことである。

ナチ体制下でフライブルク学派は、ナチスの政治目標とは一線を画しつつ、当初から経済専門家として独自の活動を展開した。その際にナチ体制への幻想があったことは否定できず、それは活動の中で、また同時期の文書・著作にも窺われる。

彼らは、ナチ体制への転換前後からフライブルクにおいて緩やかな組織をつくり、市場原理・競争経済の活発化にむけて学生を含む大学人、経済界、銀行界などを対象にした講演啓蒙活動を展開する。「国民経済協会」(Volkswirtschaftliche Gesellschaft) がそれで、管見の限り内外の研究では触れられていないが、これはフライブルク・クライスの最初の集团的活動である。会員制の組織で、比較的初期のころのものと思われる名簿によれば、アドルフ・ランペが事務局長、その代理がオイケン、名誉議長がカール・ディール(同大学法学部、マックス・ヴェーバーの後任)、そして講師陣には、彼らの他に、F・ベーム、G・ルッツ、グロスマン・デルト、G・リッター、H・シュタウディングガー、Ch・v・ライヒナウ、B・プフィスターなどがおり、正会員は工業界、銀行界など六〇—七〇名、その他通信会員、フライブルク大の学生会員三〇名ほど、さらに支援者 Freundeskreis としてフライブルク初め、



マンハイム、マールブルク、ミュンヘンなど西南ドイツやエッセン、ベルリン、キールなど各地の人物五〇名ほどが名を連ねている。協会の印刷物はフライブルクのドイツ労働戦線やフライブルクと周辺の商工業会議所役員、大  
学理事会・副学長にも送付されることになっている。<sup>(5)</sup> 国民経済協会は、ワイマルの最末期（回状第一号が執筆されたのはナチ権力掌握直前の一九三三年一月下旬）から一九三七年春頃まで存続した。その指導部ゆえに当初よりナチスに不信の目で見られていたが、社会政策学会が最後の議長フォン・デーツェのもとで強制的均質化を拒否して自己解散した（三六年四月）のと同様の経過を辿る（後述）。

協会の中軸となっているのは事務局長ランベで、月一、二回発行された回状も彼が執筆していた模様である。上層市民の家庭に生まれたランベは、第一次大戦には一七歳で志願し、復員後には義勇軍「陸軍元帥ヒンデンブルク」に加入したことに示されるように保守的愛国的立場から出発している。アドルフ・ヴェーバーの下でプロモートし師についてミュンヘンに移り、一九二六年教授資格論文『貯蓄過程の理論と信用創造』公刊ののち二七年からフライブルク大学に任用され、オイケンやグロスマン・デルト、フランツ・ベームらと共に活動していた。<sup>(6)</sup> ランベの回状や遺されている講演要旨、オイケンとの書簡の中での議論から、当時彼らが何を目指し、ナチ体制をどう見ていたのかを検討してみよう。

まず確認すべきは、ランベやフライブルク学派（他のメンバーも回状の内容を基本的に共有していると思われる）が、ナチ政権掌握前夜に、ワイマル労使関係を前提にした上で、賃金弾力性の回復、そしてコスト削減・価格低下・販売増加というサイクルでの企業収益性の改善による経済の活性化を考えていたことである。そのことは一九三三年一月末づけの回状第一号に示されている。ランベは「協約賃金」をいきなり「市場賃金」に引き下げることが問題にならないとし——そんなことをすれば賃金形成における労働組合の意味がなくなり、組合が崩壊すれば企業家は

すぐにサンディカリズム的闘争組織に直面するだろうと——、「現在の賃金システム」、すなわちワイマル共和国の協約賃金と仲裁制度を前提にして、労働組合の地位を侵害しない形で、従来の「賃金強制経済」の克服と賃金弾力性の回復を目指している。その方策は、賃金ベースの引き下げと、収益性の高い経営における追加賃金支払いに向けた組合の影響力を保証する制度の創出である。<sup>(7)</sup>

この直後にヒトラー・パーベン内閣が成立する。ランペをはじめフライブルク学派はナチ体制を与件として、彼らの目指す競争経済活性化のために専門家として活動しようとした。ランペはこう言う。特定の長期にわたって存続する経済システムの中で経済的諸連関について洞察を行い、「経済生活の最も経済的な形成の諸条件を示す」活動は、目下攻撃されている世界観的自由主義⇨政治的自由主義や資本主義経済の擁護とは無関係であり、経済理論家の課題は、「政治によって望まれる帰結のための適切な手段を認識すること、政治家がその行為の帰結を知った上で行動しうるように、彼らによって採られる措置の経済的帰結を描くこと」である、と。<sup>(8)</sup> 経済的自由主義という自己認識から政治的自由主義と一線を画していることが目を引く。また、このような政治⇨国家と国民経済学ないし経済理論との関係のとらえ方には、プロイセン国家を前提に社会政策的提言をしてきた歴史学派の伝統が感じられるだけでなく、レジームの転換は当面政治的に決定的な断絶とは見なされていないことが示されている。別の機会にも、ランペは、「全体の最大幸福の達成」という「最上級の目的」をもつ、あるべき経済政策的自由主義は、「強い国家」とそれによる「積極的な秩序づける介入」を必要とするとして、そのような経済政策的自由主義を暗黙のうちにナチスの私的イニシヤティブの重視と公益優先のスローガンと重ね合わせている。<sup>(9)</sup>

では、この初期の時点で、ランペの目にナチズムはどう見えていたのだろうか。第一に、ランペは、私的所有と市場経済の肯定、コストの完全カバーと企業家利潤の承認を根拠に、「市場経済秩序と支配的世界観（ナチズムのこ

と)との両立可能性」を確認している。第二に、ナチズムはマルクス主義的社会主义からまったく根本的に区別される「新しい社会主义」、「精神的」社会主义のグループに属する」と見なされた。第三に、労使関係に関しては、ランペは、指導者原理の適用を「市場経済に固有な、人格の責任ある投入の肯定」を示すものだと解釈し、社会的緊張の究極の原因についての社会保守主義的な理解の仕方——経営と経営指導者に対する労働者の人格的關係が崩壊し、経営外の同体的諸拘束も機能を失ったというように——および、何よりも労使双方の集団エゴイズムに対する批判に基づいて、ナチ労働秩序における「経営内部での社会的結合の強化と階級的結合の打破」を評価している。この点で興味深いのは、彼が、ワイマル期以来「労働の喜び」をスローガンに「ドイツ技能労働訓練所」DINTAが推進してきた、そして今やドイツ労働戦線DAFに編入されてさらに強力に継続されている経営共同体運動、「労働の尊厳」に相応しい職場環境美化運動を積極的に評価し、そこに「持続的な労働平和」を期待していることである。その際は、DINTAやDAFの社会政策について、従来の家父長的社会政策から近代的な政策への転換だと、その性格を見抜いていた。<sup>(10)</sup>

このようなナチ労働秩序の評価——この観点は一九四三年のフライブルク覚書にもそのまま残る——は、ナチスによる強制的均質化の事後的な承認を意味しよう。ただし、それは、「雨宮の言うように、「強い国家」を要求するワイマル末期の彼らの議論から内在的に「国家による自立的介入」があり得たというのではなく、右のランペの文書が示すようにあくまで事後的な追認である。また、労使関係の機能的把握にたつランペの次の言は反駁がたいだろう。すなわち、企業家機能を「処分・決定活動」と規定するランペは、労働者全体がこの機能自体を「征服する」ことはできない、「私的資本主義的」経済秩序の克服をめざす労働階級の権力闘争は「主人を取り替える」だけに終わると指摘した。<sup>(11)</sup>

さて、以上のようなスタンスにおいて、ランベは「実践は理論を必要とする！」と、国民経済学の貢献をナチスにいわば売り込んでいる。だが、その際に、研究の出発点としての世界観への拘束は経済理論の業績能力を阻害するとして、研究の自由、「学問の中立」を強調していることは留意されねばならない。これは大筋でフライブルク学派の立場とみなせよう。

ところで、政治的レベルや「国民経済協会」の活動でも、初めからナチ体制と対立局面が含まれていた。ランベは、「自分は誠実な人間として——あらゆる危険を言しても——、党の綱領に同意することはできない」とゼミで言明している<sup>(12)</sup>、職業官吏再建法（一九三三年四月七日）の第四条に基づき政治的に信頼できない人物として一時罷免が検討された経歴をもつ。「国民経済協会」での彼の活動も、その講演が聴衆から非ナチ的だと告発され、フライブルクのナチ当局と悶着になり、当局は、「郡指導部 Kreisleitung は政治的な点で国民経済協会の現在の指導部を信用していない」と言明し、政治的に問題のない後任を推薦するからとランベに辞任するよう「忠告」したりした<sup>(13)</sup>。

このような中で三六年春頃までには、協会の活動を継続・充実させようとするランベ（とランベによれば指導部の少なからぬ部分）と、方向転換と「精神的なクライス」、つまり知識人層への縮小を主張するオイケンとの間で対立がおきている。オイケンへの書簡でランベは、協会をめぐる情勢の緊迫化と「差し迫る共同の戦い」を言いつつも、「政治的な要素は切り離して扱われてきており、全体としてうまく解決されてきた」と、「無条件の団結」をもって協会の活動を継続することを強く望んだ。しかし、オイケンは、「従来の路線」での活動は協会を危険にさらすし、あなた自身を無意味に危険にさらすとして、ランベが自分の意見を容れないなら指導部から脱退すると述べた。この対立には他の問題も絡んでいたのだが、結局、ランベが最終的に翌年春に解散を決心したのは、彼が、ナチス新設の「ドイツ経済学協会」——自己解散した社会政策学会にかわってナチスが三ヶ月後に設置、社会政策学会員も

ごく一部がこれに加入——のフライブルク支部が「国民経済協会」に取って代わろうしていることが、「もはや疑いがない」と認識したためである。<sup>(15)</sup>

ところで、ワイマル社会国家の破綻をくぐって、当面、ナチ体制が賃金弾力化と労働平和をもたらした市場経済秩序と両立する「強い国家」に見えていたことは、フライブルク学派の政治的領域の議論をも規定している。法学者フランツ・ベームは「国民経済協会」の講師陣の一人であり、協会の存続問題でランベの力になっていたが、その一九三四年論文「法と権力」<sup>(16)</sup>は、一方では明確なナチズム批判を含むと同時に、他方では保守的自由主義における問題も鮮明に示している。後者から述べれば、ベームは次のような論理で権力の統制されない自由なリーダーシップを重視している。すなわち、権力者の意志形成を議会制的手統によって統制することは、決定的な政治的課題の解決という使命を担う機関の行動力を奪うことになりかねず、指導部を被指導者たちの同意に服させる法秩序は悪しき法秩序である。「政治権力と精神的創造の自由は、それらから成果を望むならば、全く必要な白紙委任全権 Blankvollmacht である」<sup>(17)</sup> (S.178-180)。

この間の議会における授権法の可決やその後の強制的均質化の諸措置の追認に繋がらずにはいないこの発言は、オイケンの一九三二年論文に感じられたのと同様に、<sup>(17)</sup>ベームもまた、伝統的なドイツ型立憲主義に刻印されていることを示している。それは、「法の支配」という意味の近代西欧型立憲主義と違い、特有の意味をもつ。後者では憲法が国家の統治権、国家の基本組織・全決定権の基礎をなし、憲法の外にある権原はない。これに対して、一九世紀に絶対君主と市民の自由主義運動の政治的妥協として成立したドイツ型立憲主義の本質は、君主と国民がともに国家という、「高次の統一体」に服するという形で主権の問題を未決のまま棚上げし、憲法をいわば「擬制的」主権者として国家諸機関も人民もそれに服するという構成をとったため、君主⇕執行権力と人民代表⇕議会との、国家

と社会との独特の二元主義が形成されたことである。一八七二年憲法はもちろん、ワイマル憲法も形を変えてこの延長にあった。<sup>(18)</sup> ビスマルクによる統一の過程でドイツの自由主義が変質し、ビスマルク崇拜へと転向したことはよく知られているが、ワイマル期以降にも保守的なドイツ自由主義者においてはドイツ型立憲主義の刻印は大きかったと言わねばならない。

しかし、このような問題性を含むものの、ベームの論文は、他方では、主題たる「法」ないし「法学」の論じ方や権力についての議論において、明確なナチズム批判という面をもっている。ナチズムの前に無力であった法実証主義を批判しつつ（S.120f）、ベームは「規範科学」としての法学や哲学に関わる価値的な立脚点を鮮明にした。それらは規範科学として、共同体生活の究極の目的に関わる諸問題の学問的研究に際して、キリスト教の教義から出発すべきだ、と（S.118f）。このような学問観はベーム一人ものではない。まだ在ベルリンであったフォン・デーツェも、三六年一月の福音主義週間に行った「私の職業における信仰」という講演で、ルターの「召命」として職業倫理に基づき、大学教師の職業も信仰に対して「神の命令 Gebot」に対して自律性を持たない、自己の良心への高い責任において、科学、それとともに真実に奉仕することが大学教師の職務だと語った。そして、国民経済学だけではなく、すべての学問分野に対して「創造主の恩寵である人間の理性」にもとづく活動、つまりはナチス人種主義とその政策の非合理性に対して理性・科学的合理主義の立場からの活動を展開するよう呼びかけたのである。<sup>(19)</sup>

ベームはそのような学問の立脚点を示しつつ、一般論の形をとって、権力とは、「それに無条件の独裁が認められているところでも」、奉仕、道具としての役割であって、究極の価値や自己目的ではないと（S.116）、次のように述べた。権力が法の主人のではなく、法が権力の主人である。法の創造は法規範 *Rechtssatz* が存在するところでの

み可能であり、全能の権力による現行の命令も「上位に位置づけられた究極的な法規範による確証が必要である」(S172)。「事情によっては、服従の義務は、自己の危険を冒しての不服従を必要とする」と。つまり、彼は法や権力のアンビバレンス、一方では自由の源泉・自由の保証でありながら、他方でつねにつきまとう権力濫用の危険を指摘して、人格的自由の侵害に対しては不服従の義務が生じると述べたのである(S188-193)。すでにこの当時、ドイツのプロテスタンティズムにおいては告白教会が結成されてバルメン宣言(一九三四年五月)が出され、フライブルクでは教会闘争が盛り上がっていた。この早い時点でのベーム論文の右の主張は、まもなくフライブルク・クライスにおけるナチズムへの抵抗の論理として明確な形をとる(後述)。

だが、全体としてはこの時点でのベームの政治的議論は、眼前のナチ権力に対してアンビバレントだと言わねばならない。先の「国民経済協会」の回状も、中立の専門家としてナチ経済政策に関与していこうというスタンスにおいてだが、早くからその実際の政策を批判していた。農業分野での中央管理の想定していた以上の強まりや外貨危機ゆえに計画的経済規制が限度をこえて拡大しつつあることへの強い危惧、また、発達したヨーロッパ工業諸国の相互依存の前にアウタルキー経済は不可能であり、「私的イニシヤティブの一種の自殺」を意味すること、「固定されたコストの増加による供給弾力性の低下」などが、批判の論点をなしている<sup>(20)</sup>。ただ、これらの指摘、批判はまだ、ナチ経済体制への根本的な批判ではない。ランベは、三〇年代半ば過ぎにも、「市場経済秩序」と「経済に対するドイツ国家の態度」は一致していると見ていた。これは、第二次四カ年計画の発足前後のフライブルク学派の立場だとみなしうる。第二次大戦後には、彼らによってまさに四カ年計画と同年の価格凍結令が中央統制経済への決定的画期だったと評価されることになるのだが。

(2) 四カ年計画とフライブルク・クライス

ドイツのラインラント進駐、イタリア・ファシズムのエチオピア併合、スペイン内戦勃発というように国際的緊張が先鋭化していく中で出された四カ年計画は、フライブルク学派が全国的レベルでナチ経済政策に関わっていく、そのスタンスと目標を明確に打ち出す契機になった。それを示すのが、一九三七年から刊行される叢書「経済の秩序」の第一巻たるベームの著書と、その巻頭におかれたオイケン、ベーム、グロスマン、デルトの連名になる「われわれの課題」と題された叢書への緒論である。

この緒論（執筆は三六年秋）は、一九世紀半ば以後の法学と経済学に対する批判から筆を起こした。それらは相対主義と宿命論、歴史的発展の追認・絶対化、諦観的態度に陥って、もはや現実形成に影響を与える力を持たないと言う。とくにシュモラー的な国民経済学は個別問題のみに関わる「点的な思考」によって「原則的思考」と全体的決定を回避し、独占という事実に屈服し、「国民経済学がそこから現実政策的に実践的な経済政策の大きな問題に態度表明しうる基礎を破壊した」として、自らの立場をこう主張した。法学と経済学は、経済的利益の外に立つその職業や立場から、唯一の客観的・独立の助言者であり、専門知識に基づき、直接的経済利害から独立に判断を下し提案することができる。それゆえ「両専門分野がネイションの生活のなかで再びそれにふさわしい場所を占めることが、法学と国民経済学の代表者たちに向けられている緊急の課題」である。学問がこの役割を放棄すれば、代わって利害関係者がそのような位置に現れ、国家がこれに耳を貸せば、「規制された秩序をカオスに至らしめがちな経済政策的法的決定」が現れるからだ、と(S.VII, VIII)。オイケンらは、このような立場から、以下の課題・目標を掲げた。①合理的思考と創造的行動を非和解的に対立させ非合理的なるものに陶醉するニーチェ的な思考に抗して、学問的理性を経済体制（経済憲法）の強化と新形成のために働かせること(S.XVII)、②歴史主義に原則的



思考を対置し、すべての具体的な法政策的、経済政策的問題を経済憲法の理念へと方向づけること、③具体的な事実の研究(SXVIII-XIX)、④法と法秩序を経済憲法(「国民的経済生活の秩序についての政治的な決定全体」として把握し形成すること(S.VI))。

オイケンらが世紀末いらい時代思潮として広まっている非合理主義的思考と戦い、学問的理性に立とうとしていること、経済的利益から中立の専門家として国家の法秩序・経済政策の形成に能動的に提言していこうとしていることが確認できる。このような緒論を冠した叢書第一巻、ベームの『歴史的課題および法創造的業績としての経済の秩序』<sup>22)</sup>から、フライブルク学派がナチ経済政策にどう関わっていこうとしたのか、そのスタンスと目標を捉えてみよう。

ベームは、私的権力形成による諸市場での需給両サイドにおける均衡の破壊、その結果生じたワイマル期の第三者を犠牲にした独占(労使双方の社会的権力)と賃金の硬直性を問題にし、フェアな競争と交換経済による秩序を実現するために、国家による積極的秩序政策を要求した。その内容には、私的権力の解体・統制という第二次大戦後にかけてフライブルク学派に一貫する要求のほかに、社会的政治的義務としての競争の強制、階級対立の克服が重要な柱として含まれている。右の緒論でも掲げられた「経済憲法」とは、こうした国家の秩序政策の基準、「実際に存在する経済状態」を批判的に認識し改革していく際の「理想」ないし基準であり、カント的なS<sub>ein</sub>とS<sub>ollen</sub>の関係として打ち出されている。彼らの目指すSollenは「経済憲法の意志にしたがって存在すべき経済状態」とは、私的権力体なき完全競争市場における自由な競争経済である(S<sub>CHT</sub>)。

では、この「理想」はどのような人間観や社会像に基づくものであろうか。ベームが彼らの競争秩序論の前提にしているのは、自分の足で立ち、ダイナミックな経済の中で自己責任的に勇敢に活動していくべき人間であり、

個々人の自由は権利であるだけでなく、自らを運動にさらし運動の中にとどまることは「社会的義務」だとされる（S.42, 50）。ベームは、自己責任的に競争的経済過程にとどまり続ける「社会的義務」を自覚させ、精神的な運動の法則を肯定する「経済モラルを生み出す」ために国民的な教育運動が必要だと考えており、とりわけ企業家に対して次の啓蒙をすることを重視した。すなわち、「競争は公法的な催し」であり、企業家が完全な業績エネルギーの提供とともに競争に参加することは政治的社会的義務である、という意識の涵養である（S.50f., 76, 186）。ここに見られるのは、一九三〇年代以後の新自由主義に特徴的な人間観であり、世紀転換期前後におけるイギリスなどの「ニューリベラリズム」の人間観、弱さや失敗を常とし自己完結できない人間、あるいは生まれながらに社会に債務を負った人間という、そこから直接に社会連帯とそのため国家介入の思想が引き出されるような人間観<sup>(23)</sup>とは対照的である。競争経済は、そのような自立した諸個人、自己責任的な個々人の自由な展開を基礎にして、最高の社会的、政治的、経済的効率が約束される、ダイナミックな経済として目指されている（S.11, 33ff., 49）。

その前提には、進歩に対する楽観的な見方があるように思われる。ベームは彼の時代を、営業の自由の導入という革命的な変化以来ダイナミックに発展する・すべき時代だと捉えており、未知の進歩とそこからのまだ享受していない福音を前提にしている。世紀末以来、文化批判という形で近代批判が盛り上がっていたが、時代の基調はお生産力と社会的進歩への信頼であった<sup>(24)</sup>。三〇年代の新自由主義者たちもまたこの基調の中にあり、この時点ではまだ彼らの目からすれば、社会進歩を阻んでいるのは、第二帝政的「ワイマル的な集団主義、経済過程の中にある諸個人の変化への嫌悪・現状維持衝動、これに譲歩し私的権力を容認・追認する国家の保護主義的政策であった。ただし、ベームの念頭にある進歩は、経済的果実の享受にとどまらない。社会的権力体の抑制・解体、「自由の中」はめ込まれた「経済過程」の実現は、分権化された自治の思想に基づく真の政治的国家構造 Reichsaufbau の再建だと

して (S48)、分権的自治的な政治的自由の実現という意味での社会的政治的進歩も念頭に置かれている (S73)。これは第二次大戦後に彼らの社会的政治的再建構想の重要な柱になるのだが、まだこの段階では十分展開されておらず、それどころか、国民労働秩序法に基づく指導者・従者という形での「経営共同体」を「この種の自治的、協同組合的な協働」だとみる、全く誤った安易な捉え方と結びつけられている (S84)。

ここにも示されるように、四力年計画発足当時にナチ国家は、ベームにとっても彼らが要求する秩序政策を期待しうる「強い国家」に見えていた。ベームの著書には、この国家の経済政策に「中立の専門家」として積極的に提言しているこうとしたその動機、その論理が鮮明に示されている。

第一に、ベームは既述のランペ同様に、ナチ労働秩序と社会政策を積極的に評価した。「戦後期とくらべて本質的により高度な柔軟性と適応力をしめず秩序」をつくり、社会政策の領域でも、労使双方に「社会的名誉原理」という内面的態度を要求し、階級分裂を「連帯と共同の課題に対する献身」によって克服するという「全く新しい種類の解決」をめざしている、と (80ff.)。

第二に、ベームは、ナチ現行経済体制を市場経済基調で——「憲法法律的な構成要素として自由な経済体制を今なお企図している」と——捉えつつも、具体的には、市場競争を通じての間接的指導と国家の権威的介入による直接的指導という「二つの市場制御方法」の組み合わせ、「組み合わせられた経済体制」とみなしている (S71, 75f, 85)。ベームによれば、国家に自由な経済政策的介入のための一般的権限を与えた一九三三年七月一五日の強制カルテル法によって、国家は直接、間接いづれの方法も自由に選択できるようになったのだが (85f)、いづれが強まっても全体の秩序の性格を規定しうるこの二つの制御方法の間で、ナチ国家は「最終的決定をまだ留保している」。今後どの程度競争経済の方法を利用するかは、なによりも、競争経済の方法が経済を秩序だて組織する上で実を挙げるこ

とにかかっており、それゆえに自由な経済主体の活発な協働、および専門家の役割が決定的である(S87)。こうしてベームは、われわれ経済専門家には自由な市場体制の規範的な性格を最高の純粹さにおいて再建する義務、市場が自由であるところでも事実的なもの崇拜（＝独占への屈服…筆者）と対峙し、経済憲法的思考の勝利を助けるために全力を傾注する義務があるというのである(S71f)。

しかし、留意せねばならないのは、ベームが慎重な言い回しながら、ナチ政治体制と明確に一線を画していることである。彼は一般論の形をとりつつ、「実践的＝政治的な構築計画」「もろもろの実践的アイデア」と、その起源たる「世界観的ドグマ」、「イデオロギー的根拠づけ」とを区別する必要性を指摘する。「というのは、あらゆる時代に政治的世界観が課題の把握と方法の選択にとって非常に決定的だとしても、以下のことが示されるのは希ではないからだ。すなわち、実践的アイデアがそれらを生み出した世界観を超えて生き延びること、それらには別の世界観的な根拠づけをもこっそり押しつけうること、それどころか、それらには誕生の時代に流行していた哲学的思弁よりも、より高次の叡智 Weisheit が内在しているために、それらはこの新しい根拠づけを必要としてさえいること」(S15)。つまり、ナチ体制がそのイデオロギーや戦略目標にそって生み出した実践的着想や方法は、経済的自由主義の立場から位置づけ直し、時の政体をこえた長期的な観点からドイツ国民経済のために役立てうると示唆されているのである。ここにナチ経済政策へのコミットの基本的論理が示されている。ベームには、ナチ体制下では「大規模な、見極めがたい歴史的意味をもつもろもの試みが進行中」だと見えていた(S53)。とくに、いま発進しようとしている四カ年計画をベームは、両宮も強調しているように（前掲書、一七〇九―一七一頁）、非通常の課題のために国家当局に例外的な全権を与えた「例外状態」、通常の時期に可能であるより遙かに大きな勢いで「持続性をねらったノーマルな経済憲法の建設」を前進させる「千載一遇のチャンス」と見た(S180)。いずれにせよ一時的なも

のであるこの例外状態が過ぎた後に、フェアな業績競争、競争秩序のメンタリティが育成され、「非常に多くのことが自明の習慣になっている」だろう、と。そして、そのための直接的な、決定的道具として重視されるのが、三六年一月二九日に四カ年計画遂行のために任命された価格形成全権委員の制度であり、ベームはこれを単なる価格監視ではなく、見通せる期間、「国家的市場指導」という任務の遂行に必要な全権をもつ唯一の機関と位置づけている (S178f)。彼らのめざす競争秩序にとって市場価格は「経済秩序の道具」(S141)として決定的な意味を持ち、それゆえ価格形成に関わる当局は必要な要だったのである。

ところで、一九三六／三七年当時のベームのナチ経済体制と政策に関する以上のような見方には、それなりの根拠があった。最近の経済史的研究が一致して指摘しているように、ナチスの統制経済は決して計画経済を意味せず、自由経済を基本にしていた。政治目的のための経済コントロールは、つねに、非体系的な方法で、規制の枠組みのアドホックな変更や追加的介入によって行われ、工業に対して直接の指令や明白な強制の手法はまれにしか用いらなかった。したがって、工業は相当程度の企業家的自律性を保持し、ナチ期全体を通じて私企業は、長期的な利潤の考慮のもとに行動し得たのである。<sup>(25)</sup> フライブルク学派が重視した価格形成全権委員の制度も、少くとも当初の設立意図は新自由主義者の考えと整合的なものだった。A・シュタイナーによれば、ナチ当局はこの制度の設置と同時にだした価格凍結令を、価格のインフレ的上昇を阻止するための暫定的な手段、必要悪と考えており、長期的には経済的に正当な価格を發展させる価格政策を目指していたのである。ただし、現実には、官僚制的統制に帰するのを回避しようとしたナチ国家の要請に依って価格コントロールに参加した工業界は、個々の場合に例外を設けて利害を貫くチャンスをもち、こうして価格システムの首尾一貫性のなさとそれゆえのさらなる国家介入への転換・官僚制化という帰結を招くことになる。<sup>(26)</sup> だが、これは今しばらくあとのことである。

こうして四カ年計画発足当時、経済界にまだ自立的な私的イニシヤティブ、長期的な意味での経済合理性がかなりの程度作用していたと言えよう。この状況のもとでベームは、大きな変化の予測される例外状態の時期に必要なのは、政治的指導部の統一性をバックにし包括的な全権をもつ実践的な機構の建設、および「実践的に責任を負う諸当局の上に」あって「参謀本部的な活動をする組織」、すなわち最上級の専門的原則の策定、経験集約、学問との結合、プロバガンダと教育活動を任務とする、「高度な学問的質をもった道具」だと見た（S.177ff. 183）。まさにこれこそ、オイケンらの叢書緒論に掲げられていた、法学・国民経済学の役割であることは言うまでもない。翌三八年のオイケンの小著『国民経済学——何のためか——』も、大戦以来経済に対する国家の関係が深いところで変化しつつある中で国民経済学の新しい実践的な課題をこう主張した。市場の秩序を超えて「全経済の真の秩序」に道を開くこと、「統一的な経済憲法」（国民的経済生活の全秩序についての全決定）の理念を把握し細部に至るまで仕上げることで、そして全経済人の業績意志が完全に展開するような秩序をつくり、経済全体を明瞭なゲームの規則のもとに置くための介入には、経済学の協働は不可欠である、と。<sup>(27)</sup>

以上から、四カ年計画発足前後までのフライブルク学派の基本思想と対ナチ・スタンスを簡単にまとめておこう。第一に、彼らの目指す競争秩序の特質は、内外の多くの研究によって指摘されているように、一九世紀的レッセフェール資本主義の危機の中で再発見された古典派経済学・プラス・モはや自然にはあり得ない自由な競争の条件整備のために介入する強力な国家である。その経済的自由主義は、福祉国家につながる「ニューリベラリズム」とはベクトルが逆向きの、福祉国家（社会国家）批判から生まれた新自由主義に他ならず、彼らが強調する自由は、経済する主体の自発性、イニシヤティブ、自己決定の自由である。そのような自由の実現がすなわち彼らのめざす価格メカニズムの作用する完全競争秩序なのだが、まだ自由それ自体の意義は意識的な考察の対象とはされていない。

経済的自由、完全競争という目標は、「経済的最良状態」「最高の経済性」と関連づけられている。

第二に、フライブルク学派の目には、ナチ国家は——そのイデオロギー的・政治的目標に基づいてだが——全体的観点から秩序政策的規制を行いうる実践的方法・制度を手にした「強い国家」に見えていた。そして彼らは、ナチ経済体制がこの時点では中央管理経済の方向へ行くのか、市場経済のメンタリティと価格メカニズムの再建に向かうのか、なお未決だと見ており、長期的観点から後者の傾向を強化するために、経済的利益から中立の専門家としてコミットしていかうとした。

第三に、ナチ国家と経済へのそのような関係が成り立つ前提としては、マルクス主義的社会主義への峻拒、一般に教養市民層を魅了したナチズムの「刷新」「私益に対する公益の優先」という看板に彼らもまた期待したこと、敗戦とヴェルサイユ条約下のドイツのナショナルなトラウマを彼らもまた共有していたことなどが挙げられよう。この最後の点については公刊された彼らの著作では語られていないようだが、ディーツェは先にも言及した一九三六年の講演で、ナチ権力掌握が歓迎された当初の気分を振り返っている。大戦後ドイツの国民経済学者は、取り組むあらゆる問題において「ヴェルサイユの命令の致命的な帰結」にぶつかつたのであり、「この不正義とそれに由来する非理性 *Unvernunft* の、心穏やかならざる状態 *Friedlosigkeit* の除去に全力を挙げて協働することは、最も緊急の課題であり義務であった」。ナチズムの権力掌握は「国民的、社会的、倫理的躍動」と見え、「過去の弱さと屈辱の克服と、人間と諸民族の共生のための倫理的な基礎への見込み」が現れたように思われ、「この勢力に学問の側からも奉仕する誠実な意志は自明であった」と。<sup>(28)</sup>

最後に、彼らのナチ経済政策へのコミットは、ナチズムの政治目標や戦争目的そのものへの奉仕ではなく、長期的観点からみてあるべきドイツ国民経済のために、中央管理経済への傾向が強まるのを回避し、価格メカニズムが

機能し経済主体の自発性と自己決定が保証される方向性を追求しようとしたものである。そのことは、四カ年計画発足の年一九三六年から執筆が開始され三八年に刊行されたランペの『一般国防義務』<sup>(29)</sup>についても言える。ランペは、これは純粹に学問的研究、一般理論であり、政治指導や実践的経済政策との一致を証明することは放棄している、コレクティヴィズムと戦うことを核心とする本書は、経済政策的編成活動に役立つ材料として企図されたと述べている(S.VI-VIII)。ランペは平時経済から戦時経済への転換という課題の遂行は「攻撃的な精神」で行われてはならず、「将来の戦争も経済的にみれば、あるのは敗者だけだ」という意識から行われねばならない。それゆえにこそ「最も厳格な経済性」が必要であり、経済法則が考慮されねばならない、価格強制経済のあらゆる形態は放棄され、市場的国防経済政策を用いねばならないと主張した(S2, 5, 10, 12)。要するに、市場経済＝価格システムの調整機能が経済動員と戦時国防経済の局面でも維持されねばならず、中央集権的な国家統制経済に取って代わられてはならないことを学問的に展開することが本書の目的であった。しかし、言うまでもなく、四カ年計画下で競争経済の秩序や、そのための学問・専門家の協働が成果をあげること自体、ナチズムの政治目的と戦争目的に奉仕することにならざるを得ない。この深刻なジレンマ・矛盾が、おそらくは自己批判をこめて自覚されるのはずっと後のことである（後述）。

とはいえ、現実には、「国民経済協会」の帰趨からも窺えるように、すでに早くから学問・専門家の立場とナチ体制は衝突の局面を含んでいた。ランペも学問の自由を強調していたが、オイケン、ベーム、グロスマン＝デルトによる叢書緒論も既述のように学問的理性を強調し、同年夏学期のオイケンの講義は「学問の戦い」をテーマとした。当時フライブルク大学では、ハイデガーの学長就任後、大学の新指導部と反対派教授の間で緊張が高まり、学問の自由が抑圧され、思想的対立が露わになっていた。オイケンの講義は、一方ではレジームに批判的な人びととの出



会いの場となり、他方では同時に、オイケンに論争を挑む新体制擁護者の結集点となった。こうして受講生は当初の三七人からまもなく三百人にふくれあがった。講義終了後にナチ学生同盟が討論会を開き、オイケンを攻撃する他の教授や学生指導者たちとの間で活発な論争が生じた。歴史家ゲルハルト・リッターやノーベル賞受賞者シュペーマンもオイケンの側に立って論争に参加した。<sup>(30)</sup>

## 2 大戦中のフライブルク・クライス

オイケンらが学問的理性に基づく中立的立場からの国民経済学の協働というスタンスを世間に明らかにした翌年、一九三八年はナチ・レジームとフライブルグ・クライスとの関係において深い画期をなす。八月の開戦の危機、九月ポーランド侵略、十一月ユダヤ人ボグロム（「帝国水晶の夜」）と続き、フライブルク中核グループは年内には体制への根底的な批判の声を上げ、教会の領域においてだが、抵抗を呼びかける覚書を発する。そのような流れができる前史として彼らはすべて、敬虔な信仰者としてナチ体制の早い時期からナチスによる宗教生活の強制的均質化と戦っていた。前節で検討した彼らの活動や発言だけで三〇年代の彼らの思想やナチ国家に対する姿勢は捉えられないのである。このもう一つの面を検討する前に、分野的な関係から、先に経済政策領域でのその後の展開を簡単に見ておこう。

周知のように、ナチスは、一九四〇年一月、ナチ体制初期からの「ドイツ法アカデミー」の中に、第四部会Ⅱ「民族経済研究会」Erforschung der völkischen Wirtschaftを設置する。議長として第四部会を招集するイエンス・イエッセンは現下の国民経済学の課題を次のように述べた。すなわち、国家と経済の融合が持続的に進んでいるが、この発展が生じる形態はドイツ民族のみならずヨーロッパ文化にとってきわめて重要な問題であろう。いずれ経済

的疲弊をもたらさずにはいない「経済における集団的な大衆存在」、「いわゆる管理経済への中間状態」が、ヨーロッパ諸国民の生活における新たな章として始まる恐れがある。個々人の活動と広く目配りする国民経済の指導とが結びつく経済生活の形態を発見するという、未だかつて誰も歩んだことのない道を切り開くために、学問と実践との、とくにまた行政実践 *Verwaltungspraxis* との結合を前進させることが必要である、と。<sup>[31]</sup> 第四部会のもとには、「国民経済理論」「経済史」「社会政策」「農業政策」「通貨・信用」「金融」「価格政策」「交通政策」「対外経済」の九つの作業委員会が設けられ、フライブルク学派は主に「国民経済理論」研究会（E・ベッケラートが議長・四〇年一月二四日に創立会合）に結集する（ベームはここには属さずケルンの教授シュメルダースが議長を務める「価格政策」委員会に参加した）。L・ヘルプストもいうように、私的所有と企業家の私的イニシヤティブを前提としたナチスは、これと「公益優先」スローガンのもとに漠然と考えられた経済の国家指導とを結合する具体的な構想を持たないまま、<sup>[32]</sup> 国家と経済との協働のシステムについて省庁官僚や経済人の構想力や形成力、国民経済学の能力に依存していた。H・ヤンセンは、第四部会の諸委員会に参加した各分野の指導的な経済学者たちについて、事実上、多くの点で社会政策学会の後継者として現れたと評している。<sup>[33]</sup> 他の分野でもナチスは専門家の能力を活かすことには非常に長けていた。フライブルク学派の側からするならば、三六／三七年以来、国民経済学の出番であり、長期的な観点から競争経済秩序を実現していくためのチャンスだと見ていたところに、まさにそのための制度的な枠組みが作られたと見えたであろう。こうして制度的にも、フライブルク学派など国民経済学者とナチズムとのアンビバレントな関係が生じるのである。「国民経済理論」研究会は、総力戦体制に移行（一九四二年九月）後、四三年春に「戦時不急」として解散されるが、フライブルク学派はその後も「ベッケラート研究会」としてフライブルクを拠点に、戦後経済復興にむけて様々なテーマで討議し報告書を作成する活動を続ける。<sup>[34]</sup>

研究史において、ベッケラート研究会が結成されて以降のフライブルク学派を「抵抗集団」と見ることに基本的に対立はない。しかし、それまでの第四部会についての研究史上の評価は大きく分かれており、「変装された反対派」という評価がある一方で、他方では、オールド自由主義のナチズムへの架橋の場、対ナチ協力的ないし一体化の場と見なされている。<sup>(36)</sup> いわばこの中間で、ヤンセンは、圧倒的多数がナチ的なフェルキッシュ経済思想とはあまり関係がなかったことを押さえつつも、この部会のなかに抵抗集団を見ることには疑問を呈し、同意と反対派的精神との同時存在、個々の委員会議事録のアンビバレントな性格を指摘している (Janssen, S213f.)。しかし同時に、第四部会が「ナチス経済思想とナチス経済政策の基礎との批判的対峙のためのフォーラム」を提供したことは確かだともする (S215, 216)。筆者自身は今、第四部会を分析する準備はないが、フライブルク中核グループの思想と行動を全体的なコンテクストにおいて見ることに、および、その上でアンビバレンスや変化を丁寧に捉えていく必要があると考えている。それは以下の理由からである。

第一に、第四部会設置と同年に出た(序文の日付は一九三九年一月)オイケンの主著の一つ『国民経済学の基礎』(以下『基礎』)は、ナチ体制側からも抵抗側からも依拠された。ドイツ法アカデミー副理事長エムゲはこれを「第四部会」の活動の出発点として意義づけ<sup>(37)</sup>、また、後述する三八年以後の「フライブルク宗教会議」においても討議されていく。<sup>(38)</sup> 第二に、少なくともフライブルク中核グループにおいては、経済政策・経済秩序のレベルでもその発言は開戦後初期、一九四一年には明らかな変化をみせている。既述のように結果として首尾一貫性を欠いたナチスの価格政策⇨価格凍結は、さらなる国家介入の必要を招くことになった。価格凍結は全体として賃金抑制とともに利潤抑制をもたらし、さらに輸入価格の上昇を招いたため、不満を募らせた工業界は様々な抵抗戦略(利益の薄い製品の生産を停止したり、より高い価格をねらって高品質生産に傾斜して並品質の製品の供給不足を招いたり、わずかに変えた製品

を新しい製品として高価格をねらったり、価格規制のない製品と抱き合わせ販売をしたり、契約上のトリックを用いたりをとった。その結果、繊維、鉄、鉄鋼では供給不足が生じたり、他方では不当な供給過剰が生じたりという混乱が生じ、三八年半ばには価格全権委員はいっそうの規制強化という対抗措置を執らざるを得なくなった。<sup>(39)</sup> こうして一九三六年価格凍結令以来の価格統制は、当面インフレを防いだが全体として価格構造を歪曲する作用をもったことが確認されている。この歪曲作用は消費財部門よりも、割り当てなど直接的統制メカニズムに一層強く服した（軍需品を含む）原料部門、中間製品、資本財で大きく、規模のメリットや合理化が効果を上げた軍需関連工業では顕著な利潤増加がもたらされた。<sup>(40)</sup>

こうした状況で、第四部会の「価格政策委員会」は四二年一月三日、戦時経済の価格誘導システムへの競争の組み込みをテーマとしたシンポジウムを開催し（議長はオイケン）、その成果が翌年春『国民経済的業績向上と業績選抜の手段としての競争』として刊行された（Roser, S.74f.）。ヤンセンはこの書の基調を、計画経済システムの断固たる拒絶、レプケが亡命地で書評に書いたように「ナチスの戦時経済と強制経済の完全な失敗に対する断固たる批判」だと評価しており（Janssen, S.215）、ローザーも、シンポジウムの討論の中心は経済政策のナチ的コースからの離脱の必要という原則的なテーマだったと指摘している（Roser, S.75, 76）。オイケンはこの書への寄稿論文で、一九三九年の一般的な価格凍結以来の強まる中央管理によって、市場の正常な機能がはつきりと阻害されており（既存の固定価格の経済実勢との乖離、信用拡大による総購買力と総供給の乖離、非効率的な資源配分など）、今日の経済秩序は持続的な秩序たり得ない、全面的な再編が必要だと指摘した。<sup>(41)</sup>

第三に、このころのランベの文書からも明らかな変化が読み取れる。彼は一九四〇年に、中立国オランダ、ベルギーへの侵攻に抗議して、将校任用資格証書 *Offizierspatent* を返還するという形で公然と体制への政治批判を露わ

にしたが、<sup>(42)</sup>経済領域でも、三〇年代半ば頃「市場経済秩序」と「経済に対するナチ国家の態度」は一致すると書いたのはうってかわり、四一年春にはナチ経済の現実の展開を次のように批判した。すなわち、私的イニシヤティブを最強に展開させるとした一九三三年のナチ政府の言明とは「真っ向から対立する道」が歩まれている。「経済の官僚制化」は価格凍結と信用創造の帰結だと証明されているのに、役に立たない直接的経済指導の形が堅持されている。「中央管理経済の原則的な肯定は、組織的な社会主義への逆戻り」であり、すべての中央管理経済は究極的には「唯一の指導者」をもつ体制だが、実際には彼が日々数百万の決定を出すようなことはできるはずもなく、「中央管理経済を構築しようとする試みは不可避免的に……あの多数の命令当局の対立をもたらず」と、独裁とカオスとの結合を指摘した。<sup>(43)</sup>

以上のようにほぼ一九四一年初めにはナチ中央管理経済という現実への公然たる批判がなされていたことを確認できる。しかし、第四部会をめぐる研究史上の大きな対立がそれで解決されるわけではない。その活動が、ナチスの政策目標とどのようにクロスしていたのかも含め、今後の検討課題としたい。いずれにせよ、そこには学問とナチ国家との関係における深い、根本的な矛盾やアンビバレンスが含まれている。フライブルク学派が長期的な観点から、現行経済の硬直化の弊害を緩和する競争との結合をめざし、そのための様々な改善提案をし、仮にそれらが奏功すれば、それは、一方では戦時経済下でも私的なイニシヤティブの自由、人間の自己選択・自己決定の余地を留保・拡大するということであるが、他方では短期的にはナチ戦時経済⇨侵略戦争に貢献することになる。

オイケン『国民経済学——何のためか——』の第二版（一九四七年）において、おそらくは暗黙の自己批判を交えつつ、国家権力とこれにコミットする学問との関係がはらむ問題性を直視している。彼は、学問と権力との両義的な関係、学問（科学）が国家権力に奉仕するときに現れる深刻な問題、すなわち学問がしばしば際限のないものに

なる傾向をもつ権力の道具になるという問題について述べた。自然科学がこの道を進んだが、国民経済学の作用にも「この深い分裂性」があり、「国民経済学も物理学や化学が経験したのと同じ運命に苦しむ。それは権力闘争において疑わしい役割を果たす危険に陥る」(Wozu, 2.Aufl., S.62f.)。しかし、彼は次のように問う。「いかがわしい時代には、よりよい性質の持ち主たちには den besseren Naturen 外的な現実から生き生きした内面生活に引きこもることが許されよう——ヘーゲルはそう考えた——。学問にとって経済政策に影響を与えることが——まさに示されたように——非常に疑わしいとすれば、あらゆる経済政策から手を引き、純粹な研究だけに貢献するのがより良くはないのか」。オイケンの答えはこうである。「否。よりよい性質の持ち主たちが内面生活に撤退するならば、そもそもいかがわしい時代はどのようにして克服されるのか。そして国民経済学にとっては次のことが妥当する。日々の経済的政策闘争を遙かに超える、したがって本質的に別の性格をもち、その解決には学問の協働を必要とする、経済政策課題の大きな複合体もまた存在する」(S.66)。

このようにオイケンは戦後に、ナチ体制下での彼らの活動が長期的な観点からのものであったことを主張した。ここには、単なる弁明ではない真実もまたあるように思われる。フライブルク学派は——ヘルプストも指摘するように<sup>(44)</sup>——もともと四カ年計画以来実践された直接的経済指導の方法を過渡的なものと見ていた。それに、当初の言明や意図に反して中央管理経済の度合いを強めるナチ体制は、一時の政体の変化にもかかわらず持続する国民の経済生活＝国民経済にとっては、言ってみれば「かさぶた」のようなものであって、問題はその後の長く続くノーマルな状態である。歴史学派第三世代であり、その伝統も引き継ぐ彼らが、この長期的な視点から専門家として影響力行使しようとした姿勢は理解しうるものであり、ナチ戦時統制経済の効率化への貢献という局面も伴っていたことは否めないとしても、ナチ国家そのものやその戦略的目標への奉仕とは区別されねばならない。そのことは、フ

ライブルク中核グループを経済政策に関わる活動から離れて当時のより広いコンテクストに位置づけるとき一層明らかになる。これまで何度か言及したように、彼らは敬虔なプロテスタント信徒として早くからナチ・レジームと対決していた。(以下次号)

- (1) A. Giddens, *The Third Way, The Renewal of Social Democracy*, Cambridge 1998. 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社、一九九九年)。R. Dahrendorf, *Ein neuer Dritter Weg? Reformpolitik am Ende des 20. Jahrhunderts*, Tübingen 1999 藤井篤「グローバル化への社会民主主義の挑戦」(高橋進・坪郷実編『ヨーロッパ・デモクラシーの新世紀』早稲田大学出版部、二〇〇六年所収)。欧米の福祉国家再編に関わる最新の政治学的検討として高橋進編著『包摂と排除の比較政治学』シネルヴァ書房、二〇一〇年。
- (2) D. Haselbach, *Autoritärer Liberalismus und Sozial Marktwirtschaft*, Baden-Baden 1991. これについての検討として、拙稿「ドイツ新自由主義の誕生」『タシヒナ』第一号、二〇〇八年参照。
- (3) 権上康夫編著『新自由主義と戦後資本主義』日本経済評論社、二〇〇六年、第一章参照。
- (4) 以上の章は、前掲拙稿に基く。
- (5) Mitglieder-Verzeichnis, in: Archiv für Christlich-Demokratische Politik (ACDP), 01-256-003/1.
- (6) H. Grosseckter, Adolf Lampe, die Transformationsprobleme zwischen Friedens- und Kriegswirtschaften und die Arbeitsgemeinschaft Erwin von Beckerath, in: Goldschmid (Hg.), *Wirtschaft, Politik und Freiheit*, Tübingen 2005, S. 92ff.
- (7) Lampe, Rundschreiben Nr.1, Ende Jan.1933, in: ACDP, 01-256-003/1.
- (8) Rundschreiben Nr.7: Politik, Wirtschaftspraxis und Wissenschaftstheorie, Juli 1933, in: ACDP, 01-256-003/1.
- (9) Lampe an Mitglieder des Seminars Grossmann=Doerth-Lampe, Dez.1933, in: ACDP, 01-256-001/2.
- (10) Leitsätze zum Vortrag von Prof.Dr.Adolf Lampe über "Nationalsozialismus, Wirtschaftswissenschaft und Wirtschaftspraxis", Mitte Dez.1934, in: ACDP, 01-256-001/1; Rundschreiben Nr.36, den14 Okt.1935 : Leitsätze zum

Vortrag von Prof Adolf Lampe über: "Führertum, Freiheit und Bindung in der Unternehmenswirtschaft", gelegentliche der 42.Zusammenkunft der VG am 14.X.1935, in: ACDP, 01-256-003/1; Lampe, Leitsätze zu einer Diskussion über Wirtschaftstheorie und Liberalismus, o.D., in: ACDP, 01-256-001/2. D I N I A や労働戦線の社会政策について 拙稿『科学的経営管理』運動とナチズム』『阪大法学』第五九卷第三・四号参照。

- (11) Rundschreiben Nr.36, op.cit.
- (12) Lampe an Herrn dipl.rer.pol.Max Brückner, den 4. Mai 1934, Anlage3; Brief Dr.Dehoff an seine Frau 18.Feb.1934, in: ACDP, 01-256-001/1.
- (13) H. Grosseketter, Adolf Lampe, op.cit. S.93.
- (14) NSDAP Kreisleitung Freiburg an Herrn Universitätsprofessor Dr.Lampe, 26.März 1935, in: ACDP, 01-256-001/1.
- (15) Lampe an Eucken, 2.März 1936, in: 01-256-001/1; Abschrift Eucken an Lampe, 17.3.1936, in: ACDP, 01-256-001/1; Lampe an Eucken, 20.März 1936, in: 01-256-001/1; Lampe an Eucken, 3.Aug.1936, in: 01-256-001/2; Lampe an Eucken, 6.März 1937, in: 01-256-001/2.
- (16) F. Böhm, Recht und Macht, in: *Die Tatwelt*, Jg.10, 1934.
- (17) 前掲『ゲシヒテ』所収拙稿、一九頁。リュストウもまた社会政策学会ドレスデン大会で「より高次の全体という意味で再び中立になった」自立的で強力な国家、「権威と指導によって卓越しうる国家」を語っていた。同、二〇頁。
- (18) ベッケンフェルデ『現代国家と憲法・自由・民主制』風行社、一九九九年、一三七―一三八頁、M・クリーレ『平和・自由・正義』御茶の水書房、一九八九年、四七六―四九九頁参照。シュミットも『憲法論』(一九二九年)において、一九一九年以降も憲法理論は依然として完全に戦前の思考過程に止まっていたと指摘している。『憲法論』みすず書房、一九九七年、七七頁。ちなみにフライブルクの中心メンバーの一人歴史家G・リッターも同様であった。彼はワイマル憲法が深い断絶ではなく帝政の立憲主義的＝二元的伝統——議会と政党から独立の執行権という彼の目から積極的な伝統——を継承していることを見抜いていた。ワイマル末期にはブリュニンング政府を支持した。Schwabe/ R/Richardt (Hg.), *Gerhard Ritter.Ein politischer Historiker in seinen Briefen*, Boppard am Main1984, S.63.そしてナチ権力掌握直後には保守派の多くの人々と同様、「国家理念の主権性」が利益集団に対置され、「自由」社会的公正および超党派的に統治する権



- 威の国家として」ドイツ再建がなされることを期待した (vgl. *Ibid.*, S.73, 256ff.; Brief, Nr.42)。
- (19) Ch.v. Dietze, *Mein Glaube in meinem Beruf*/Vortrag für die Evang. Woche in Berlin am 2.11.1936, S.1, in: ACDP, 1-345-012/2. ツームもこの三四年論文でナチ人種主義の非合理性を批判している (vgl. S.124ff.)。前年にはナチスのユダヤ政策を批判したことから、バーデン文部省は、審査委員会やフライブルク大学法学部が合格とした彼の教授資格論文の認可を、「反ナチ的志操」を理由に数ヶ月延期した。この経歴ゆえにツームは戦後にイスラエルとの補償条約委員会の長を務めることになる。 Otto Schlecht, Franz Böhm: Wissenschaftler und Politiker, in: Ludwig-Erhard-Stiftung (Hg.), *Wirtschaftsordnung als Aufgabe. Zum 100. Geburtstag von Franz Böhm*, Krefeld 1995, S.8; T.Roser, *Protestantismus und Soziale Marktwirtschaft*, Münster 1996, S.42ff. (以下 Roser と本文中に注記)
- (20) Rundschreiben Nr.26, Anfang Sept 1934, in: ACDP, 01-256-003/1; Rundschreiben Nr.36, op. cit
- (21) Lampe, Leitsätze zu einer Diskussion über Wirtschaftstheorie und Liberalismus, o.D., in: ACDP, 01-256-001/2.
- (22) F. Böhm, *Die Ordnung der Wirtschaft als geschichtliche Aufgabe und rechtsschöpferische Leistung*, Stuttgart/Berlin 1937; 兩宮昭彦『競争秩序のポリテイクス』東京大学出版会、二〇〇六年、第四章もこの書を詳しく分析している。
- (23) 小野塚知二編著『自由と公共性』日本経済評論社二〇〇九年、序章、第一章参照。
- (24) 拙著『テクノクラートの世界とナチズム』ミネルヴァ書房、一九九六年、終章参照。
- (25) たとえば一九三〇年代半ばから明瞭になっていた鉄・鉄鋼の不足にも関わらず、鉄鋼業界は、軍需ブームの間もない終焉を見越して、過剰設備になるのを恐れ、生産能力を拡大しようとはしなかった。こうしてナチスは一九三七年に、経済合理性に反するヘルマン・ゲーリング鉄鋼会社の設立を余儀なくされたのである。Ch.Buchheim, *Introduction: German Industrie in the Nazi Period*, in: Ch. Buchheim (ed.), *German Industrie in the Nazi-Period*, Stuttgart2008, pp.15-19. ナチ経済思想たつとつて柳澤治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』岩波書店、二〇〇八年、第五章も参照。
- (26) A. Steiner, *Industry and Administrative Price Regulation 1933-1938/39*, in: Ch.Buchheim (ed.), *German Industry in the Nazi Period*, pp.87ff.
- (27) Eucken, *Nationalökonomie-Wozu?*, Leipzig 1938, S. 53ff. (以下本文中に *Wozu* と略記)
- (28) Ch.v.Dietze, *Mein Glaube in meinem Beruf*, op.cit.

- (29) A. Lampe, *Allgemeine Wehrwirtschaftslehre*, Jena 1938.
- (30) N. Goldschmidt, *Entstehung und Vernächtnis ordoliberalen Denkens*, Münster 2002, S.118ff.; ders./M. Wohlgemuth (Hg.), *Grundtexte*, op.cit., S.5.
- (31) Jens Jessen, Über die Aufgaben der Wirtschaftswissenschaft, in: *Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht*, Jg.7, H.3, Feb.1940, S.37f.
- (32) L. Herbst, *Totale Krieg und die Ordnung der Wirtschaft*, Stuttgart 1982, S.80f., 147f.
- (33) H. Janssen, *Nationalökonomie und Nationalsozialismus*, Marburg 2000, S.212 (以下 Janssen と本文中に注記)。ローサーも同様の見方である。T.Roser, op.cit., S.73.
- (34) ネットワーク研究会とその戦後構想について藤本建夫『ドイツ自由主義経済学の生誕』ミネルヴァ書房、二〇〇八年、第一三章第四節に詳しい紹介がある。
- (35) Blumenberg-Lampe, *Das wirtschaftspolitische Programm der Freiburger Kreise*, Berlin 1973, S. 29; Roser, op.cit., S.72ff. 大野英二も基本的にこの立場である。『ナチ親衛隊知識人の肖像』未来社、二〇〇一年、二一六―二二三頁参照。第四部会を招集したイェッセンは、もとは確信的なナチスであったが、すでに開戦前に、その中から七月二〇日事件へと行き着く反ナチ抵抗運動が形成されていく「水曜会」に参加、ナチ国民経済学者から転向しつつあったこと（最終的に七月二十日の謀反に加わり絞首刑）も念頭におかれねばならない。藤本前掲書四六二―四六五頁。
- (36) D. Haselbach, op.cit., S. 94-98; L. Herbst, *Totale Krieg*, op.cit., S.149; 両書前掲書「第五章」。
- (37) C.A.Fmgge, Aus der Arbeit der Akademie für Deutsches Recht im Jahre 1941, in: *Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht*, H.22/23, 1.Dez.1941, S.360.
- (38) トライブはオイケンが経済政策の議論をしつつもナチ当局と衝突しない形で執筆に成功したと控えめな表現をし、藤本やオスヴァルトは明確にナチ批判の書だと位置づけている。トライブ『経済秩序のストラテジー』ミネルヴァ書房、一九九八年、二七七頁。藤本前掲書「四八〇―四八一頁」W. Oswald, *Liberaler Opposition gegen den NS-Strat.*, in: N. Goldschmidt (Hg.), *Wirtschaft, Politik und Freiheit*, Tübingen 2005, S.341.
- (39) A. Steiner, op. cit., pp.91-94. ヴァーグは価格全権委員は一九四〇年までに約七千の価格命令 price decrees を出してつ

説

27。Ibid, p.88.

(40) Ibid, p.94f.

論

(41) H. Rieter/M. Schmolz, The Idea of German Ordoliberalism 1938-45, in: *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol.1, No.1, 1993, pp.98-100; L.Herbst, Krisenüberwindung und Wirtschaftsneuordnung, in: Vierteljahreshefte für Zeitgeschichte, 1977, S.312.

(42) H. Grosseketter, op. cit., S.93.

(43) A. Lampe, Leitsätze über "Wirtschaftslenkung und Weltanschauung", Anfang März 1941, in: ACDP, 01-256-005/2.

(44) L. Herbst, Krisenüberwindung und Wirtschaftsneuordnung, op. cit., S.312f.